

一般社団法人 中国貸切バス適正化センター  
2025 年度第 11 回適正化事業諮問委員会議事録

1. 日 時 2026 年 3 月 23 日(月) 13 時 30 分～14 時 50 分

2. 場 所 広島市東区光町 1 丁目 15-21  
ホテル広島ガーデンパレス 3F 「高砂」

3. 出席者

諮問委員総数 4 名 出席委員総数 4 名

伊藤 雅 委員  
松本 康博 委員  
杉原 一浩 委員  
栗原 理 委員

参考人

中国運輸局自動車交通部

次長 佐藤 正行  
旅客第一課長 松原 浩一

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

会長 三井 正信  
専務理事 片岡 俊一  
事務局長 藤元 一則  
総務課長 森下 妙佳

4. 審議事項及び議決事項

第 1 号議案 2026 年度事業計画について

第 2 号議案 2026 年度貸切バス適正化事業負担金の額及び徴収方法について

5. 議事の概要及びその結果

13 時 30 分、司会進行役が出席者を紹介し、会長挨拶ののち、参考人の松原課長から貸切バスを取り巻く現状について説明があり、その後松本委員から補足説明があった。

司会進行役が伊藤委員長に議長を交替し、議長は、委員全員が出席しており、諮問委員会運営規程第 8 条により本諮問委員会が有効に成立した旨を告げ、議事録署名人に栗原理氏を指名した。

議案の審議に先立ち、議長が事務局に対し 2025 年度事業概要について報告を求めた。

【報告事項】2025 年度事業概要について

事務局からの報告に対し、次のとおり意見があった。

(栗原委員)

事業概要の別添参考資料1において、鳥取県の営業所が1つ廃止になっているが負担金の還付は0になっている。この理由を教えてください。

(事務局)

規定により、年度途中の営業所の廃止は、負担金の精算をしないことになっている。

(伊藤委員長)

2026年度の優良営業所数は10になると説明があったが、2025年度事業概要報告や参考資料ではわかりにくい。2025年度の巡回指導の評価等の結果、2026年度の優良営業所数が10となり、巡回指導を実施する営業所数は303になるという流れが一目でわかるような報告があれば2026年度の事業計画も理解しやすいと思われる。

(事務局)

次年度は、この流れが一目でわかるよう資料を改善したい。

(杉原委員)

重点項目の指摘が昨年度より減少してワーストから外れてきているのは、力を入れて指導していただいた結果だと思っている。

36協定に関する指摘が多かったのは、届出の時期が遅れたのが原因であるが、協定の締結は労働時間管理の「いろはのい」でもあるので、しっかり指導していただきたい。

2027年度の予算については、負担金を値上げしないと難しい状況にある旨説明があったが、試算しているのであればここで皆に共有しておいた方が良いと思われる。

(事務局)

36協定については、労働局に提出する様式が変更されたことが原因で、協定の開始時期から遅れて受理されてしまったものが多くあったが、今後指摘は減少していくと思われる。

2027年度に予定している負担金の見直しは、収支均衡にするためのもので、現在の試算では営業所割61,000円を75,000円に、車両割り5,400円を6,500円に値上げすることを想定しているが、これは営業所や車両の減少は考慮していない金額である。

例えば車両10両の営業所であれば、現状115,000円が140,000円になり、21.7%のアップになる。値上げ幅が大きく大変心苦しいが、巡回指導を継続して実施していくためにはやむを得ない見直しなのでご理解いただきたい。

(栗原委員)

負担金の値上げは、利用者にとって運賃の値上げに繋がるとと思われる。再巡回も費用の中に含まれていることから、巡回前にキーポイントを示すなどのアドバイスを行って再巡回の件数を減らすことで、値上げ幅を抑えることができるのではないか。

(事務局)

昨年度の諮問委員会において、伊藤委員長から同様のご意見を頂戴したことから、前年度に指摘が多くあった項目を当センターのホームページに掲載するとともに、巡回指導通知書に同封した自主点検表にも朱書きで記載して、事業者にも確認しても

らい事前の改善を図っているところである。今年度の評価結果についても来年度の自主点検表に反映させて、巡回指導の前に改善が図れるよう引き続き事業者に周知する予定である。

(松本委員)

負担金の減額を望んで発言するものではないが、今年度、弊社も6箇所の営業所が12名の指導員による巡回指導を受けた。指導体制がままならないという報告あった中で、果たしてこの6箇所の営業所にそれぞれ入っていただくのが本当に適正なのかという思いがある。同じ会社なので基本的な指導は全部一緒であるため、指摘内容もほぼほぼ一緒になっていることから、ゆくゆくは抜本的にどういった営業所に入っていくのか、更には、1つの会社にくいつか営業所が紐づいているところは、簡素化して指導に入るということも今後検討した方が良いと思われる。

(事務局)

巡回指導の効率化については、貸切バス安全性評価認定制度の現地審査の活用に関する要望書の提出や、全国の適正化機関との連絡会議において、優良営業所の選定基準等の見直しについて国に確認しているが、いずれも現行の規定を緩めることはしないとのことであった。

また、コロナ禍において、1つの会社の複数の営業所をまとめて指導したことがあるが、資料の持ち込み等が負担になると評判は良くなかった。

現時点では、国の運用方針通達で監視対象と優良営業所を除く全ての営業所に年に1回巡回指導を実施することが規定されており、点呼の状況の録音・録画の記録・保存の状況も確認する必要があることから各営業所で巡回指導を行う必要があるが、財政状況が非常に厳しくなっていることもあり、問題意識は持っている。

質疑が終了したので、議長が第1号議案及び第2号議案について委員に諮ったところ全員異議なく議決された。議長から諮問書どおり答申するとの報告があった。

議案の審議が終了したので、14時50分議長が閉会を宣言した。

事務局から第1号議案及び第2号議案について、中国運輸局に認可申請する旨の報告があった。

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人1名は記名押印する。

2026年3月23日

議事録署名人 議長 伊藤 雅 ㊟

委員 栗原 理 ㊟